

令和8年度

中小企業人材育成応援補助金

経営者や従業員の研修等の 学習費用を支援します！

市内の事業所に勤務する役員や従業員のために業務上必要なスキルの習得や、
リ・スキリングなどの導入を促進し、人材の定着や労働生産性の向上に取り組む
市内事業者に研修費・資格試験の受験料等を補助します！

正社員登用予定の従業員の
資格試験の受講料や
研修料



こんな取組を
応援
します！

業務上必要な資格試験の
受験料や登録料
例) バス運転士等



テレワークなどの
働き方改革や生産性向上など
経営に係る体制整備や
戦略を学ぶ研修等



外国人従業員が
研修等を受講する
際の通訳料



従業員向けのリスキリングや
技術・知識等習得の
ための研修等



中小企業大学校サテライト・ゼミの受講料も
この補助金の対象です！

補助限度額

1人あたり 上限 5万円
1企業あたり 上限 20万円

補助率 2分の1

※予算が無くなり次第、受付を終了します

申込み・問合せ先

山口市商工振興部 ふるさと産業振興課

TEL 083-934-2645

e-mail furu@city.yamaguchi.lg.jp

制度の概要

対象となる事業者

- 山口市内に主たる事業所を有する中小企業者
- 市税を滞納していないこと。
- 暴力団等反社会的勢力でないこと。

対象となる受講者

- 山口市内に勤務する常勤の役員、正規従業員、同一の中小企業者に雇用される正規従業員と所定労働時間や就業規則等の労働条件が同じ従業員、非正規従業員から正規従業員へ転換予定の者

対象となる研修等

次の全てに該当するもの

- 業務上必要な能力の向上又は技術・知識等の習得のための研修及び講習(修了証が発行されるものに限る)、資格試験等
 - 実研修時間6時間以上のもの
- ※2月末日までに実施され
支払いが完了するものに限りします。

次のいずれかの機関が実施するもの

- 公的研修・資格試験実施機関試験研究機関
- 教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等
- 専門的な研修、資格試験を行っている民間団体又は企業等

対象となる経費

- 謝金、委託料(研修業務委託費)、会場借上料、教材費、受講料、受験料、通訳料、資格登録料
 - 補助率1/2以内
 - 補助限度額
従業員等1人1回かぎり5万円を限度とし、1企業につき1年度20万円までとします。
- ※普通自動車第一種運転免許の取得や各種資格の更新に係る経費等は対象外です。
※国・県等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は対象外です。



原則、メールでの提出となりましたので、ご注意ください。

手続の流れ

※申請時には必ず市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。

事業認定申請

認定を受けた日以降の研修等に限りします

- 認定申請書(別記様式第1号)
 - 実施事業概要書(別紙1)
 - 研修・資格試験実施機関が発行する研修案内等
 - 担当者の身分が証明できるもの(名刺等)(個人事業者の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び山口市での居住が証明できるもの)
- ※原則、申込み前・支払い前に申請してください。また「滞納の無いこと」を市において確認するのに時間がかかりますので、事業開始の2週間前までに提出をお願いします。

事業認定 市 → 申請者

- 事業認定通知書を送付



研修・資格試験等受講

研修は修了証、また申請する事業者等が自ら企画する研修等の場合、修了証と実施状況写真が必要となりますので、ご準備ください。
資格試験の場合、結果通知書の写しが必要です。

交付申請

- 交付申請書(別記様式第8号)
- 研修実施報告書(別紙2)
- 研修等を受講したことを証する書類(修了証)又は資格試験の結果通知書の写し等
- 研修等に要した経費の領収書の写し

申請する事業者等が自ら企画する研修等の場合

- 修了証
- 実施状況写真

非正規従業員から正規従業員へ転換予定の方が対象の場合

- 正規従業員へ転換することを証する書類(正規従業員への登用通知書等の写し)

交付決定 市 → 申請者

- 交付決定通知書を送付

請求

- 請求書(別記様式第11号)